

岐阜市の地方創生とSDGsの推進に関する連携協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜信用金庫（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念にのっとり、第2期岐阜市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進し、持続可能な都市づくりの実現に向けて、もたらせる資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協力のもと、地方創生とSDGsを推進するため、次のとおり地方創生とSDGsの推進に係る連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、互いの人的資源等を活用し、相互に幅広い連携・協力関係により、地方創生とSDGsの推進に取り組むことで、公共の福祉を増進し、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の事項について連携協力する。

- （1）結婚、出産及び子育ての切れ目のない支援の推進に資すること。
- （2）雇用の振興及び安定した雇用の創出に資すること。
- （3）創業支援など地域経済の活性化に資すること。
- （4）市の魅力の発信と定住の推進に資すること。
- （5）SDGsの推進に資すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、第2期岐阜市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に資すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる取り組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から、第2期岐阜市まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間である令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がない場合は、この期間はその満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 甲及び乙は、相互に協力し、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、その一切について第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかからこの協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲及び乙において協議のうえ決定するものとする。

（雑則）

第7条 この協定に定めるもののほか、連携協力に関し必要な事項及び疑義が生じた事項については、甲乙双方がその都度協議して決める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 岐阜市今沢町18番地
岐阜市
岐阜市長

柴橋正直

乙 岐阜市神田町6丁目11番地
岐阜信用金庫
理事長

窪田裕綱